

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月26日
【会社名】	大都魚類株式会社
【英訳名】	DAITO GYORUI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 青木 信之
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 国司 博美
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長青木信之及び最高財務責任者国司博美は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。重要な事業拠点を選定する際は、前連結会計年度の連結売上高を指標とし、概ね2/3に達している当社を重要な事業拠点といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、退職給付関係等のように見積りや予測を伴う勘定科目に係る業務プロセス等を重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、平成24年3月31日期末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

平成24年3月期決算にあたり、過年度の退職給付に関する子会社の吸収合併時の会計処理等の誤り及び数理計算上の差異の把握の誤りにより未認識退職給付債務の金額とその償却金額に適切な金額との差異が生じたため、退職給付引当金が不足している状態にあるとの認識に至りました。その不足額については、過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正を行い、当事業年度の財務諸表及び連結財務諸表についても適切に修正し作成しました。

今回の件は、退職給付計算の基礎資料のチェック不足及び退職給付会計に対する理解不足等が主たる要因と考えられ、退職給付引当金計上プロセスにおいて、内部統制が整備・運用できていなかったことに起因するものであります。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記の誤謬が事業年度末の財務諸表作成の過程で発見されたためであります。

4【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備を是正するために、当事業年度の末日後、退職給付引当金計上プロセスにおける未認識債務金額及びその償却金額を適切に検証できる照合シートを使用する手続に改善しました。内部統制書提出日までに当該の是正後の内部統制を評価した結果、内部統制報告書提出日において、上記に係る内部統制の整備については有効であると判断しました。

5【特記事項】

該当事項はありません。